

消費者裁判手続特例法等に関する検討会

# 認定NPO法人 消費者スマイル基金について

2021年3月24日  
N P O 法人消費者スマイル基金事務局長  
河野康子



# 本日お話しすること

- 1.設立の経緯と目的
- 2.組織概要
- 3.事業内容と成果
- 4.基金の取組みと課題
- 5.消費者団体訴訟制度（被害回復）について

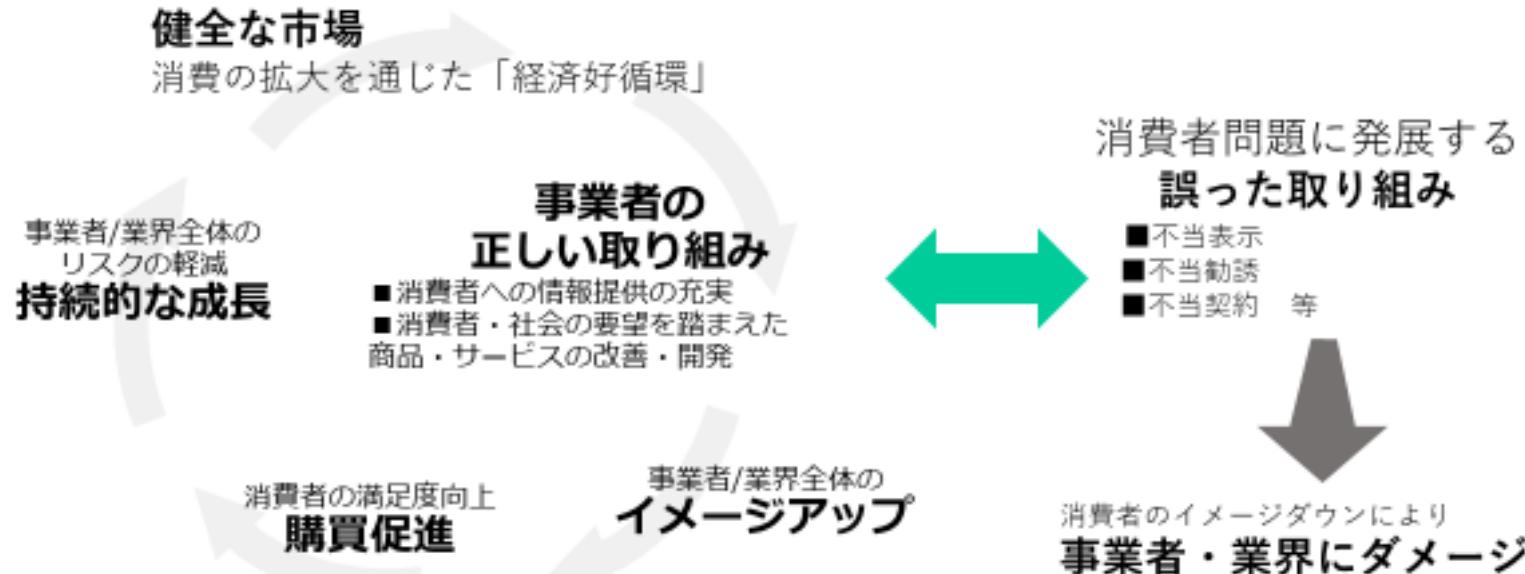


# 1 – 1 .設立の経緯

- 2000年 消費者契約法公布・2004年消費者契約法公布・2006年消費者団体訴訟制度・2009年消費者庁、消費者委員会設置
- 2016年「消費者裁判手続特例法」施行、全国消団連設立60周年（1956年設立）  
2017年4月 消費者スマイル基金設立（〃7月NPO法人化）  
2019年10月 認定NPO法人（東京都認定）
- - ・公正な市場の構築と消費者被害のない社会のための多様な運動や活動の結果、消費者庁設置をはじめ消費者関連の法律や制度の整備が進む。
  - ・消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力の格差があることから、弱者の立場とされる消費者であるが、教育と学習によって消費者市民社会の一員としての責任がある。
  - ・適格・特定適格消費者団体が行う被害防止・被害回復活動は公益性が高く、制度の円滑な活用と効果発現のために、さまざまな支援が必要。
  - ・消費者自らが主体となって、消費者をとりまくさまざまな問題解決のための活動やしづみを応援。

# 1 – 2. 設立の目的

- 企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります。
- 消費者・企業からの会費や寄付を、全国の適格・特定適格消費者団体の活動につなげることで、安全で安心して契約を結べる健全な市場をめざします。



## 2-1.組織概要



## 2-2. 役員体制

### ■ 2020年度役員一覧

		所属等
理事長	阿南 久	(一社) 消費者市民社会をつくる会代表理事
理事	石戸谷 豊	弁護士
理事	小澤 吉徳	司法書士、日本司法書士会連合会副会長
理事	河野 康子	(一財) 日本消費者協会理事
理事	坂倉 忠夫	(公社) 消費者関連専門家会議専務理事
理事	高 巖	麗澤大学大学院経済研究科教授
監事	井上 喜之	公認会計士
監事	鈴木 敦士	弁護士

## 2 – 3会員数・寄付金額等(2020年8月31日現在)

### ■ 会員数

・正会員 23団体 個人82名

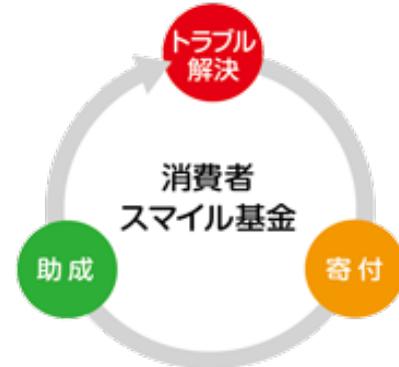
・賛助会員 56団体

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度予定
正会員会費	1,150,000	347,000	1,256,000	1,199,000	1,184,000
個人会費	490,000	57,000	526,000	479,000	474,000
団体会費	660,000	290,000	730,000	720,000	710,000
賛助会費	330,000	590,000	1,650,000	1,960,000	1,910,000
寄付金総額	1,143,655	4,048,982	3,596,175	665,183	
個人	663,750	1,453,960	985,710	383,057	
団体等	479,905	1,595,022	1,110,465	282,126	
贖罪団体	0	1,000,000	1,500,000	0	

2017年度は前年度と期間を合算しての会費徴収のため、徴収額が減少しています

## 3 – 1.事業内容

- 消費者団体が取り組む消費者被害回復・防止に関連する活動を行う団体への助成事業を行います。
1. 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成
  2. 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成
  3. 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成
  4. 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成



### ◆事業の流れ

公募開始→書類審査→理事会審議→助成決定・契約→事業実施→報告

## 3-2 事業内容と成果

### ■ 助成事業

約4年間(2017年～2021年)で7回の助成 のべ37団体995万円

### ■ 助成対象の内訳

- ・共通義務確認訴訟を行う特定適格消費者団体の被害回復関係業務 3団体
- ・裁判外で被害回復を実現した特定適格消費者団体の被害回復関係業務 3団体
- ・適格消費者団体の差止請求関係業務 24団体
- ・適格消費者団体を目指す団体の行う、消費生活相談・情報提供業務 3団体
- ・適格消費者団体を目指す団体の行う、不当行為是正等の申し入れ業務 4団体

- 差止請求関係業務の控訴審に取り組む団体への助成開始
- 適格消費者団体を目指す団体への支援
- 申請書類等事務手続きの軽減

# 助成団体一覧

2017年～2018年（第1回～第3回）

## 1回●差止請求関係業務に係る助成金

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	250,000円	パソコン等販売・保守・サポートサービス業
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	250,000円	旅行業（募集型企画旅行）
特定非営利活動法人 消費者支援ネットくまもと	250,000円	自動車販売業
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	250,000円	家賃債務保証業
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	250,000円	通信業
認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	250,000円	不動産賃貸業

## 2回●差止請求関係業務に係る助成金

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海（2件）	250,000円	健康食品販売業（通販）、宗教法人
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク	250,000円	健康食品販売業（通販）
特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム	250,000円	冠婚葬祭業
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	250,000円	有料老人ホーム業
特定非営利活動法人消費者機構日本	250,000円	芸能人養成学校

## 3回●差止請求関係業務に係る助成金

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく	300,000円	消火器リース業
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会	300,000円	ソーシャルゲーム業
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク	300,000円	身元保証業
特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ	300,000円	貸衣裳業
特定非営利活動法人消費者ネット広島	300,000円	内職あっせん業

## ●消費生活相談または情報提供受付業務への助成金

団体名	助成金額	内容
特定非営利活動法人消費者支援ネットくまもと	100,000円	電話による相談業務
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海	100,000円	電話による相談業務

# 助成団体一覧 2019年（第4回～5回）

## 4回●共通義務確認訴訟を行っている団体の被害回復関係業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者機構日本	500,000円	学校法人

### ●裁判外で被害回復を実現した特定適格消費者団体の被害回復関係業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	300,000円	健康食品製造販売業
特定非営利活動法人 消費者機構日本	300,000円	不動産業

### ●差止請求関係業務に係る助成金

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	300,000円	建築業
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	300,000円	レンタカー業

### ●消費生活相談または情報提供受付業務への助成金

団体名	助成金額	内容
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	100,000円	消費者相談

## 5回●共通義務確認訴訟を行っている団体の被害回復関係業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者機構日本	500,000円	学校法人

### ●差止請求関係業務に係る助成金

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	300,000円	テーマパーク運営業

# 助成団体一覧

2019年～2021年（第5回～第7回）

●適格消費者団体を目指す団体の行う、不当行為是正等の申し入れ業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 やまなし消費者支援ネット	200,000円	ロードレース運営業 銀行業等
特定非営利活動法人 なら消費者ねっと	200,000円	結婚式場経営業
特定非営利活動法人 しづおか消費者ユニオン	200,000円	学習塾、スポーツクラブ業

6回●共通義務確認訴訟を行っている団体の被害回復関係業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	500,000円	給与ファクタリング業

●差止関係業務に係る助成金

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	300,000円	チケット委託販売業
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	300,000円	分譲地管理業
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	300,000円	栄養補助食品製造販売業

7回●裁判外で被害回復を実現した特定適格消費者団体の被害回復関係業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者機構日本	300,000円	学校法人

●適格消費者団体の差止関係業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	200,000円	ソーシャルゲーム業
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海	200,000円	健康食品販売業

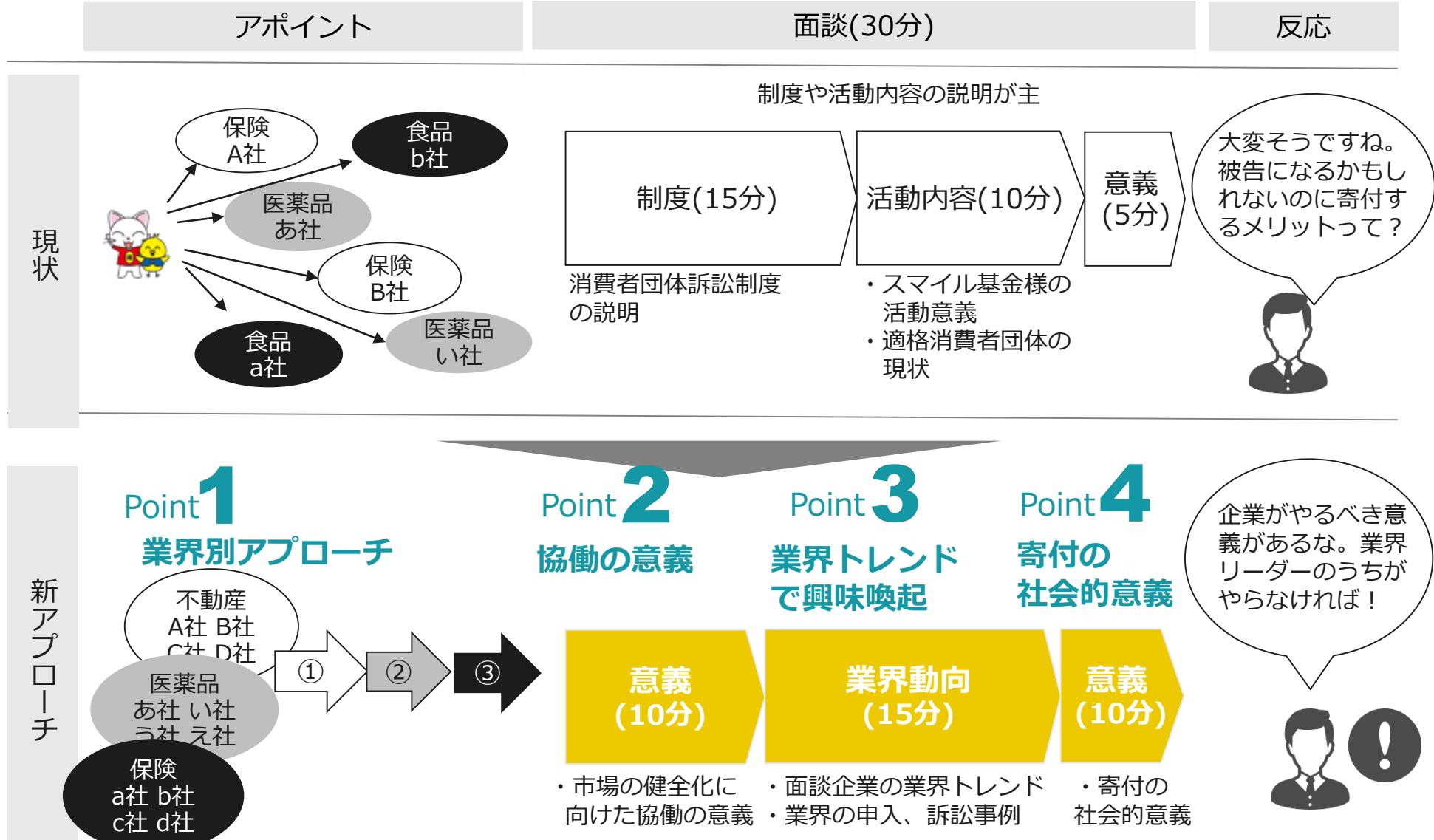
●適格消費者団体を目指す団体の行う、不当行為是正等の申し入れ業務

団体名	助成金額	相手方の事業種別
特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットながさき	200,000円	チケット販売業他

## 4-1.基金の取組み

- ・基金の目的や助成事業の周知 ⇒リーフレット、ポスター、キャラクターの活用
- ・企業訪問、説明活動 ⇒プロボノからの助言、学生等からの助言
- ・組織の信頼度向上 ⇒活動報告会の開催、事業報告書の公表  
⇒外部認証団体の認証取得(グッドガバナンス認証)
- ・寄付者へのリターン ⇒認定法人格の取得による税制優遇措置の適用
- ・利便性向上 ⇒HPからオンラインで寄付ができるクレジット決済の導入
- ・社会への情報提供 ⇒HPでコロナ禍での消費者トラブル防止の情報提供  
⇒法律改正(成年年齢引下げ)の周知とトラブル防止の書籍配布
- ・多様な選択肢の確保 ⇒ 遺贈、寄附金付き商品販売、ふるさと納税返礼品、クレジットカードポイント適用、インターネット募金、ファンドレイジングサイト等新たな仕組みの検討
- ・基金の存在意義 ⇒SDGsとのひも付け

# 参考：企業アプローチの手法



## 参考:HPでの消費者トラブル防止のための情報提供



消費者の皆様へ

今回のテーマ 「新型コロナウイルス関連の消費者被害について」  
(更新日2021年3月9日)

今年3月ごろから、全国で新型コロナウイルス関連の消費者被害が急増しました。主な事例を紹介しますので、新型コロナウイルス流行の第3波、第4波に備えて、契約上の注意確認、トラブル対応の際に参考にしてください。トラブルになった際の相談先も下記をご覧ください。

### 1.マスク・トイレットペーパー・消毒液・体温計等

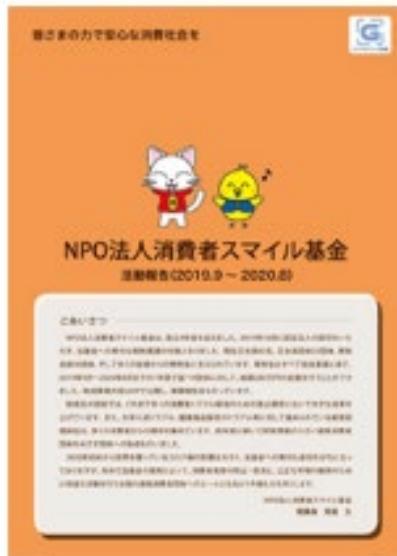
- 品不足によるインターネット通販での欠品、商品が届かない。
- 店頭及びインターネット通販での高価格販売。
- 身に覚えのないマスク等が送り付けられ、高額な料金を請求された。

**対策** インターネット通販はサイトの内容、記述、支払い時に注意。少しでもおかしいと思ったら入力しないようしましょう。

注文した覚えのない商品が届いたら、受け取りや支払いをしないようにしましょう。

## 参考：消費者団体訴訟制度を社会に根付かせるために

- 適格消費者団体と連携した消費者団体訴訟制度や適格団体の活動成果の周知
- 消費者スマイル基金の社会的認知度向上





公正な市場の形成による消費者が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、助成事業を通じて持続可能な開発目標（SDGs）の推進に貢献しています

①消費者の安全の確保	②表示の充実と信頼の確保	③適正な取引の実現	⑤消費者の被害救済
事故の未然防止、発生時の拡大防止など	景品表示法の普及啓発・厳正な運用、食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用など	高齢化・情報化の進展など消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、取引の適正化に向けた対応	消費者の被害救済、消費者利益の擁護・増進
〈関連するSDGs〉	〈関連するSDGs〉	〈関連するSDGs〉	〈関連するSDGs〉
<p>3 すべての人に健康と福祉を 12 つくる責任 つかう責任 心電図波形と心臓のアイコン</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 12 つくる責任 つかう責任 心電図波形と心臓のアイコン</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に 上下左右の矢印と手のアイコン</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう 手と花のアイコン</p>

※消費者庁ホームページ持続可能な開発目標(SDGs)の推進と消費者政策」を参考に作成

## 4-2.基金の課題

- ・コロナ禍による企業訪問、説明活動等の支援要請ができないことによる寄付金額の減少
- ・支援者(会員、寄付者)の拡大
- ・消費者団体訴訟制度(差止請求訴訟、被害回復訴訟)の認知
- ・適格・特定適格消費者団体の認知、活動への理解
- ・適格・特定適格消費者団体の活動成果の周知によるPDCAサイクルの確立
- ・事務局体制の強化
- ・遺贈、寄附金付き商品販売、ふるさと納税返礼品、クレジットカードポイント適用、インターネット募金サイト、ファンドレイジングサイト等新たな仕組み導入

## 5.消費者団体訴訟制度（被害回復）について

### ■スマイル基金の助成事業活動を通じて、気づいたこと

- 被害回復訴訟は直接の被害回復の効果があることはもちろんだが、案件の報道によって、社会への啓発と抑止力としての効果は大きい
  - 下記についての検討を求める
1. 制度施行後、被害回復訴訟は4件に留まっていること、制度を担う特定適格消費者団体が3団体に留まっていることへの対策
  2. 救済の対象は適切か
  3. 事案によって、簡易確定手続申立てを不要とするなど運用の効率化は図れないか
  4. 相手方事業者の資力が集団的被害回復をするに足りないため、訴訟提起を見送る例があると聞く。この点への効果的な対策の検討
  5. 個々の消費者への返金が困難な場合は、消費者スマイル基金等公益的団体への寄付を促す仕組みは考えられないか
  6. 対象消費者への通知は手間と時間がかかる作業となることから、デジタル技術の導入による軽減化は図れないか(ex.この指止まれプラットフォーム構築)

**消費者団体訴訟制度への理解促進  
消費者被害のない公正な市場構築  
安全で安心してくらせる社会の実現  
のために  
寄付金獲得へのご協力と  
助成事業への積極的な参画を  
お願いします**

